

沖縄県がん診療連携協議会幹事会の運営に関する申合せ

平成20年9月30日
制 定

(趣旨)

- 1 沖縄県がん診療連携協議会要項(平成20年7月15日制定。以下「要項」という。)第7条第2項の規定に基づき、沖縄県がん診療連携協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 協議会要項第2条第1項第8号の者
 - (2) 協議会要項第2条第1項第13号の者 各1人
 - (3) その他協議会議長が必要と認めた者

(任務)

- 3 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項について調整等を行う。

(幹事長)

 - 4 幹事会に幹事長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。
 - 5 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。
 - 6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(報告)

- 7 幹事長は、幹事会の結果を協議会議長に報告するものとする。

(部会)

- 8 幹事会に、協議会の活動を展開するため、次の部会を置く。
 - (1) 緩和ケア部会
 - (2) 地域ネットワーク部会
 - (3) 普及啓発部会
 - (4) がん登録部会
 - (5) 研修部会
 - (6) 相談支援部会

(事務)

- 9 幹事会の事務は、琉大病院の事務部及び各地域がん診療連携拠点病院において処理する。

(雑則)

- 10 この申合せに定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成20年 9月 30日から施行する。

(改正が承認された場合は、この申し合わせは平成20年12月19日から施行する。)